

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780040		(社)日本経済団体連合会	40	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	<p>代理店業務を承継する法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める。</p> <p>例えば、やむを得ず被承継代理店の業務廃止日と承継代理店の登録日が異なる場合には、新設、合併等の予定日の一定期間前に予備登録を認め、新たな法人の発足と同時に代理店登録を発効させる、などの手続きを導入すべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、平成16年移行に検討とされている。結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始し、結論を得るべきである。</p>		<p>合併、分割などの企業再編に際し、代理店として登録されている法人が変更される場合においても、保険募集が継続して行われることが望ましい。代理店の予備登録が可能となれば、効率的に代理店業務を移行することができ、契約者サービスに空白・混乱が生じず、また円滑な企業再編に資する。</p>	<p>保険業法 第276条、277条、278条</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>	<p>損害保険代理店業務の登録の申請は、会社設立後でなければ行うことができない。このため、法人代理店が、新設又は合併会社に損害保険代理店業務を移転する場合、また、代理店部門が新設分割された会社に移転する場合など、現に代理店として登録されている法人から代理店登録していない別の法人に代理店の業務を移転・承継するにあたり、代理店業務を承継する法人の登録申請が完了するまでの間に、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、保険の募集ができない空白期間が生じ、消費者対応上、問題となる。</p>
5078	50780041		(社)日本経済団体連合会	41	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	<p>保険業法における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可を不要とすべきである。</p> <p>検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。</p>		<p>保険会社が、保険会社の業務として既に認められている業務・事務について業務代理等を行うおうとする際には、改めて審査する必要性はないと考えられる。</p> <p>また、銀行については、付随業務としてその他金融業を行う者の業務代理等を行う際に、認可は必要とされていない。</p>	<p>保険業法 第98条第1項第1号 同法施行規則 第51条第3号</p>	<p>金融庁総務企画局信用課</p>	<p>保険会社が「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行う場合には、金融庁の認可が必要とされている。</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780042		(社)日本経済団体連合会	42	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用	信託業務に係る公告を電磁的方法を用いて行う際に、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用できるように認めるべきである。		電磁的方法による公告については、公告内容の情報は公告ホームページのサーバーに蓄積されているので、サーバーの管理者において事後の改竄が容易であるとともに、公告ホームページへの掲載が終了してしまえば、公告内容自体が消滅してしまうこととなる。このため、官報・日刊紙と比較すると、紛争が生じた際に、公告の事実や内容の立証が困難であるという問題がある。したがって、調査機関により公告が適正に行われたことを証明することは、事後の紛争を予防するという観点から重要である。	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律 第5条ノ3 同法施行規則 第10条 貸付信託法 第3条、第6条 商法	金融庁総務企画局信用課	信託銀行が行う定型信託契約に係る約款変更時の公告、貸付信託の契約締結時の公告について、電磁的方法による公告が認められていない。これらの公告について、規制改革推進3か年計画(再改定)において、15年度に電磁的方法の利用を検討し、結論を得ることとされている。
5078	50780043		(社)日本経済団体連合会	43	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」の国内販売における規制緩和	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務、「運用報告書」の交付義務が課せられている。外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売事業者に販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。		①外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投資」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。 ②左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。 ③投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780044		(社)日本経済団体連合会	44	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	土地の開発を推進しつつ流動化を図る、いわゆる「開発型流動化」案件において、特定目的会社(SPC)が業務開始時に提出する「業務開始届出書」に添付すべきものとして定められている、当該開発工事に係る「請負契約書」について、当事者間の合意を示す「プロジェクト契約書」や請負契約締結に至る手続を業務開始届出書に記載すること等をもって、「請負契約書」の代用とすることを認めるべきである。		①開発請負契約は、請負業者が工事代金の回収不能リスクを回避できるように、銀行-SPC間のローン契約等、他の関連契約の締結を全て終了後に、請負業者-SPC間で締結されるのが通常の実務である。したがって、SPCの業務開始時に、請負契約が締結済みであることは、稀である。 このため、現状では、ローン契約が未決定でSPCの財務内容が不透明な中で、SPCは請負業者に請負契約の締結をお願いをせざるを得ず、その交渉・折衝に多大の労力を要しているほか、業務開始も後ろ倒しになりがちである。 ②「業務開始届出書」提出後の流動化対象資産の確実な取得という「請負契約書」添付の趣旨は、左記の代用が認められても、実質的に担保されている。 ③また、代用が認められることにより、「開発型流動化」事業の活性化を通して、土地の有効利用が促進されることが期待できる。	資産の流動化に関する法律第3条第3項第3号、同施行規則第7条第1項第2号	金融庁総務企画局市場課	
5078	50780045		(社)日本経済団体連合会	45	セミトレーラ-連結車の通行認定許可条件(長さ)の緩和 【新規】	セミトレーラ-連結車については、車長16.5メートルであって、幅、高さ、重量が車両制限令の最高限度内であれば、輸送貨物の別に関係なく、B条件以下で包括的に通行許可を付与すべきである。		①車長16.5mの同一のセミトレーラ-が、国際海上コンテナを輸送する場合は、B条件での走行が許可されている。 ②道路構造令における道路設計に当たった設計車両については、第四種第一級の道路について、セミトレーラ-連結車で車長16.5メートルまで安全かつ円滑に通行できるようにすることとされている。 ③B条件で走行できることにより、物流の効率化が図られ、輸送コストの大幅な削減や環境負荷の低減が見込める。	道路法、車両制限令、道路運送車両の保安基準	国土交通省道路局	現在、セミトレーラ-連結車は、海外コンテナ貨物を輸送する場合を除き、幅、高さ、重量が車両制限令における最高限度内であっても、車長が16メートルを超えると、走行許可条件がC条件とされている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780046		(社)日本経済団体連合会	46	駆動軸重の軸重規制緩和 【新規】	2軸トラクタの軸重規制について、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合したトラクタについては、フル積載対応海上コンテナけん引用か否かの別に関係なく、軸重制限を11.5トンまでとすべきである。		①フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタは、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合、軸重11.5トンまで走行が認められている。 ②軸重制限の緩和により、物流効率化の促進及び物流コストの低減が期待できる。	道路運送車両の保安基準4条の2第1項、車両制限令第3条第1項第2号ロ	国土交通省道路局	現在、軸重の制限値は、フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタを除き、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合でも、10トン以下とされている。
5078	50780047		(社)日本経済団体連合会	47	バスを基調にした新交通システム(IMTS)に対する適用規制の見直し 【新規】	①バスを基調にした新しい交通システムに対する適用規制を整備すべきである(運送事業法および技術基準等の策定)。 ②基本的には鉄道事業法等の適用を原則とする場合でも、少なくとも不合理な規制に関しては、特例措置を講ずる等、適用規制を見直すべきである。		①バス車両をベースとした交通システムに鉄道法規を適用しているため、車両構造・運転取扱い等の点で実態にそぐわない面があり、新しい交通システム普及の障害となる。 例) ・天然ガスを燃料としたバスベースの車両の場合でも、鉄道事業法では内燃機関という位置付けになり、運転手にディーゼル機関車の免許が必要となる。 ・車両の構造基準の中で、防火対策が鉄道とバスで異なっており、バスベースの車両の場合でも厳しい鉄道基準が適用される。 ②公共交通の普及により、渋滞・交通事故・環境負荷低減が期待できる。	鉄道事業法、軌道法	国土交通省鉄道局	海外のみならず国内でも、鉄道系と自動車系の間位置するような、自動運転バス車両をベースとした新しく廉価な中距離・中量輸送システムが出現してきている。しかしながら、わが国の現状では、これに対応する適当な法規がなく、従来からの鉄道系の法規を適用しているため、不合理な規制が生じている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780048		(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	<p>2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。</p> <p>ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。</p>		<p>例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各省庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。</p> <p>従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。</p>	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律等	財務省、国土交通省、経済産業省、法務省、厚生労働省、農林水産省	<p>港湾・輸出入手続に関係する各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものとはいえない。</p>
5078	50780049		(社)日本経済団体連合会	49	引火性危険物積載船に係わる規制の緩和	<p>①夜間着棧については、投光機の使用等、一定の条件のもとで日没後の着棧を許可すべきである。</p> <p>②外航タンカーの夜間入港についても、夜間入港安全対策の事前提示による包括許可を認めるべきである。</p>		<p>①現行、日没後の離棧については許可されていることから、棧橋の夜間照明設備等一定の条件を満たすことを条件に、日没後の着棧についても可能とすることで、棧橋利用の効率化や、船舶運航の効率化が図られ、わが国港湾の国際競争力向上も期待できる。</p> <p>②外航タンカーの夜間入港については、次の安全対策改善に向けた多方面からの取組みにより、対応可能と考える。オイルタンカーの船舶構造変化(ダブルハル化)、レーダー装置等安全確保・危険防止装置の発達、GPS装置等、船舶位置確認装置の精度・性能向上ISMコード導入による船舶安全管理の向上、棧橋照明設備の改善等。</p> <p>③船舶運航効率化による必要船舶の減少により、将来の船員不足対策となるほか、引火性危険物積載船の湾内停泊時間を短縮でき、港湾の安全対策に資する。</p>	港則法第23条、第6条 他、海上交通安全法第23条、同施行規則第15条「航行安全指導集録」(改訂20版)(平成15年4月) 「大型液化ガスタンカー及び大型液化ガスタンカーバースの安全防災対策」(昭和60年8月27日、保安安第114号の2保安防53の2)	海上保安庁交通部安全課、航行安全課、海上防災課	<p>①引火性危険物積載船については、平成7年度より一定の基準を満たしていれば、日没後の荷役開始が可能になったが、日没後の着棧は禁止されている。</p> <p>②外航タンカーの夜間入港についても、引火性危険物積載船については、事前提示による包括許可が認められていない。</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780050		(社)日本経済団体連合会	50	内航海運暫定措置事業の適用期間の明示と早期終了	内航海運暫定措置事業の適用期間を明示し、できる限り早期に終了させることにより、内航海運業の自由化を促進すべきである。		①S&Bによる船腹調整に代わり、内航海運暫定措置事業が導入されたが、建造者は建造等納付金の費用負担があり、新船建造コスト負担が大きい。わが国産業界の国際競争力を強化する観点からも、当該暫定措置事業を早期に終了させ、新船建造に係るコストアップを抑制する必要がある。 ②近代化への早期転換により、輸送効率の向上が期待できる。	内航海運組合法第8条、第12条、第57条 規制緩和推進3か年計画(再改訂)(平成12年3月閣議決定) 内航海運暫定措置事業規程(平成10年5月運輸大臣認可)	国土交通省海事局	内航海運暫定措置事業は、船腹調整事業の解消に伴い、引当資格が事実上無価値化することによる経済的悪影響を考慮し、1998年5月に導入された。同事業は、船舶を解撤する事業者に交付金を交付するとともに、新たに船舶を建造する事業者から納付金を納付させ、交付金の原資とするものである。 1999年3月の規制緩和推進3か年計画において、「できるだけ短い一定期間に限って当暫定措置事業を導入する」旨が明記されているが、暫定措置事業規程には、具体的な適用期間が明示されていない。また、2002年4月にとりまとめられた「次世代内航海運ビジョン」において、同事業についてはシンデレラプロジェクトの実施、運営方法の見直し等を円滑かつ着実に実施していくことが必要とされている。
5078	50780051		(社)日本経済団体連合会	51	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止の対策が取られつつある。こうした対策を実効あるものとするためには、法整備やイモビライザーの普及促進、IT技術の活用、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策の検討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策が不可欠である。		①2003年(暦年)の自動車盗難件数は過去最悪の64,000件を数え(98年比1.8倍)、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金額でみると、2003年度は約583億円(98年度比約2.4倍)にも達し、深刻な社会問題となっている。 ②自動車盗難件数の減少による社会的コストの低減に繋がる。	関税法第67条、同法施行令第58条、同法基本通達67-2-7、67-2-8	財務省関税局	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780052		(社)日本経済団体連合会	52	中型航空機の事業運航基準の見直し	事業運航基準について、飛行機の重量・座席数・運航目的によって細分化し、より運航実態に則したものに早急にすべきである。例えば、事業運航基準の区分を5.7トンから搭乗者数20人へ変更するとともに、これに伴う関連規定(着陸距離の緩和など)を見直す、などの措置が必要である。		①陸上交通に於いては、路線バス・貸切バス・タクシーと区分されているが、航空交通についても、ビジネスチャンスの拡大、経済の活性化という観点から、同様に実態に則した区分けが必要である。 ②中型飛行機の事業運航の特性や内容に則した事業基準を講じなければ、中型飛行機事業の将来的発展が望めない。	航空法 航空法施行規則 運航規程審査要領	国土交通省航空局	現在、飛行機の航空運送事業運航基準は、最大離陸重量5.7トン以上のものについては単一の基準しかない。このため、ビジネスジェット機等の中型飛行機も、大型旅客機と同等の運航基準を求められる為、制約が多く支障を来している。
5078	50780053		(社)日本経済団体連合会	53	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	備蓄義務による負担を軽減すべきである。		備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用して結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。	石油の備蓄の確保等に関する法律	資源エネルギー庁石油精製備蓄課	C重油を輸入するためには、需要家が、輸入重油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780054		(社)日本経済団体連合会	54	原子力発電所の設備利用率に関する規制の緩和	<p>①定期検査等間隔の延伸:原子炉およびその附属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。</p> <p>②官庁立会検査における検査待ち時間発生回避</p> <p>③定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化および当面における両検査の重複の排除</p>	<p>設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。</p> <p>①については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされることとされているが、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。</p> <p>②については、「休日又は夜間に検査をする体制をとることは労務管理上困難」との回答を示されている</p>	<p>電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2</p>	<p>原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課</p>	<p>①発電用原子炉及びその附属設備は13ヶ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(平成15年10月より新規追加)を受けなければならない、また経済産業省の直接立会検査が実施されている。</p> <p>②定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。</p> <p>③供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。</p>	
5078	50780055		(社)日本経済団体連合会	55	商用目的での数次の「短期滞在」査証の円滑な発給	<p>商用目的での数次の「短期滞在」査証の発給に係る不透明な手続きを改善し、円滑な発給を実現する。</p>	<p>商用目的での数次の「短期滞在」査証の発給に係る不透明な手続きを改善し、円滑な発給を実現する。</p>	<p>商用目的での数次の「短期滞在」査証制度は存在し、在外公館によってはその要件や添付書類等がホームページ等に明示されているものの、シンガポールを除くASEAN諸国においては、実際に査証が発給されることは稀であり、形式上の要件を満たす申請が受理・審査されなかったり、窓口で取り下げを指導されることが多い。</p> <p>企業のグローバル化が進む中、当該企業の現地法人に在籍する外国籍管理職が業務連絡等の商用目的で頻繁に日本に渡航するケースが増えていることから、数次の「短期滞在」査証を求める強い要望がある。本査証の発給手続きについても、行政手続法の趣旨を尊重して、手続きの透明性を確保し円滑な発給を図るべきである。</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>	<p>外務省</p>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5078	50780056		(社)日本経済団体連合会	56	数次の「研修」査証の発給	短期間の研修目的で年に複数回渡航する場合に、数次査証の発給を受けられるようにすべきである。		企業のグローバル競争力を高めるため、進出国への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠である。企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、当該現地法人において、年に複数回、新製品等の生産を開始することも少なくない。その際に、当該現地法人に在籍する外国籍技術者を日本で複数回、これら新製品の生産に必要な技能を習得させるべく研修させるケースが増えている。研修の度に「研修」査証を取得するのは煩雑で長期間を要することから、研修目的で年に複数回渡航する場合でも、数次査証の発給を受けられるようにすべきである。	外務省設置法第4条13	外務省	
5078	50780057		(社)日本経済団体連合会	57	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外すべきである。		溶接用ケーブルは、電気用品安全法の規制対象であるアーク溶接機の部分品として使用されているので、その安全性はアーク溶接機の基準適合義務を持って担保されている。よって、溶接用ケーブル自体を指定から除外しても安全性は確保される。 指定から除外することにより、製品開発の自由度が高まり、例えば環境配慮型製品等の市場への提供が可能となる。	電気用品安全法施行令第1条別表第2、1(3)	経済産業省 原子力安全・保安 電力安全課	電気用品安全法施行令により、導体の公称断面積が100平方ミリメートル以下の溶接用ケーブルは、電気用品に指定され、規制対象となっている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5079	50790001		株式会社バベル	1	株式会社によるインターネット専門職大学院の設置及び運営	<p>① 平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置を学校教育法第68条に規定する大学院大学に限ることなく、株式会社においてインターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う大学院大学を認めていただきたい。</p> <p>② 大学設置基準第2章教育上の基本組織 第6条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>③ 大学設置基準第3章教員組織 第8条、第9条、第12条、第13条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>④ 大学設置基準第4章教員の資格 第14条、第15条、第16条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑤ 大学設置基準第5章収容定員 第18条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑥ 大学設置基準第6章教育課程 第24条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑦ 大学設置基準第7章卒業の要件等 第30条の緩和を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑧ 大学設置基準第8章校地、校舎等の設置及び設備 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑨ 専門職大学院設置基準第2章教員組織第5条2項の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。</p> <p>⑩ 専門職大学院設置基準第9条及び大学通信教育基準第3条の規定にも拘らず、この大学院大学の授業はインターネット経由の授業のみでよいことを認めて頂きたいこと。</p>	<p>名称:バベル翻訳大学院大学 目的:高度専門職業人である翻訳技術者の養成訓練のための大学院教育 教育内容:産業界が求める翻訳は、産業のコミュニケーションシステムと深く結びついており、IT技術の進展により、翻訳技術は大きな変化を遂げた。その対象は、グローバルマーケットにおけるビジネスコミュニケーション上の翻訳および出版物、マニュアル、ソフトウェア等著作物の翻訳、文献調査、法制度、海外取引に関わる実務文書など多岐にわたる。それらの翻訳に不可欠な翻訳技術(翻訳技法・表現技法など)、PC操作技術・プロジェクトマネジメント、辞書、データベースなどの構築、活用技術、インターネットの各種検索技術、翻訳ソフトおよび支援ソフト、編集、DTP等の統合操作技術などを習得する。</p> <p>教授陣:上記教育内容を指導するに適した高度に熟練した実務者</p> <p>授業方法:インターネットその他の高度情報通信ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う。「平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」にある「参考:メディアを利用した授業について」の中の「大学院の場合」に準拠する。</p>	<p>① すでに構造改革特別区域においては、株式会社による大学・大学院が認められ誕生している。しかしながら株式会社によるインターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみによるいわゆる「インターネット大学院」は認められていない。平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置を学校教育法第68条に規定する大学院に限ることなく、株式会社においても認めていただきたい。</p> <p>② グローバル化時代における翻訳は、インターネットをはじめとする高度情報通信技術を駆使しなければ時代の要望にこたえられない。つまりインターネットをはじめとする高度情報通信技術こそ言語運用能力と実務知識とを統合させ、産業界の要望に即した翻訳生産性向上を実現させる技術の根幹をなすものである。したがって、これらの技術を習得するためには、インターネット大学院であることが不可欠で、「インターネット大学院」を株式会社においても認めていただきたい。</p> <p>③ これからの産業界が要望する翻訳技術(翻訳能力、表現技術、インターネットをはじめとする高度情報通信技術、翻訳生産性向上技術)を統合的に研究した学問は、これまで存在しなかった。つまりこれらの技術を指導する教授、助教、講師などは、翻訳業務に従事し、産業界が要望する翻訳技術を実践した立場にいるものが教員としての資格を持つものである。</p> <p>④ この大学院の授業はすべてインターネット経由で実施するので、学生を收容する校地その他の物理的施設は必要がない。</p> <p>⑤ 翻訳という専門技能を習得するには面接授業・講義型の学習ではなくインターネット環境で行う実地作業を通して行われるので、講義型面接授業は一切行わずインターネットを通した技能の指導が効果的であり実務的である。</p>	<p>平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置</p> <p>学校教育法 1条 2条 4条 54条の2 68条</p> <p>大学設置基準 6条 8条、9条、12条、13条 14条～16条 18条 24条 30条 34条～40条</p> <p>専門職大学院設置基準 第2章第5条第2項及び 第3章第9条 大学院通信教育基準 第3条</p>	文部科学省	資料として日経記事と社団法人日本翻訳協会発行の会報を添付する。
5080	50800001		株式会社ABCCオフィス	1	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	都市計画法における開発許可において同法運用指針に定める総合振興整備計画基本構想との整合について具体的運用指針に対し総合振興整備計画基本構想は総論的な意味合いから具体的な案件について位置付けがなされていないことから個別案件に対し立地検討の特例(地域振興策もしくはIT関連産業立地など)をもうけてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付けされていない産業立地について乱開発を防止する措置を講じた上で地域振興に寄与すると判断される案件について特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部改正をうけ、平成16年6月に地域振興目的を含めた規制緩和措置的改正があり、各自治体では有益な条例を制定し、また特区制度の活用により地域再生策が有効に施行されている行政も存在する。一方何もする意思なく具体的方策もない地方自治体も目立つ。その様な自治体に対し企業及び起業者とそこに従事する従業員は企業存続と解雇の不安におびえている。統廃合及び著しい地域振興策をもって立地を希望する起業者に対し断りの言葉を取り除き雇用と企業の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	地方自治法第2条4 総合振興整備計画基本構想 都市計画法第34条 開発許可制度運用指針(平成13年5月2日)	総務省 国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5080	50800002		株式会社ABCCオフィス	2	総合振興整備計画基本構想と農地法及び関連法規における整合問題についての規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第5条に規定する計画変更の方針について同法第13条第3項に定める変更手続きにおいて総合振興整備計画基本構想との整合について1に同じく特例を設けてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付けされていない産業立地について乱開発を防止する措置を講じた上で地域振興に寄与すると判断される案件について特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部改正をうけ、平成16年6月に地域振興目的を含めた規制緩和措置の法改正があり、各自治体では有益な条例を制定し、また特区制度の活用により地域再生策が有効に施行されている行政も存在する。一方何もする意思なく具体的方策もない地方自治体も目立つ。その様な自治体に対し企業及び起業者とそこに従事する従業員は企業存続と解雇の不安におびえている。統廃合及び著しい地域振興策をもって立地を希望する起業者に対し断りの口実を取り除き雇用と企業の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	地方自治法第2条4 総合振興整備計画基本構想 農業振興地域の整備に関する法律	総務省 農林水産省	
5080	50800003		株式会社ABCCオフィス	3	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	市町村合併を理由に市制施行の停滞がなく相談その他の市民生活に弊害が発生しないよう現在存在する地方自治体に対して存続する限り自主性と自立性が発揮されるよう指導徹底をしてほしい	総務省より存続する限り各自治体に対し地方自治法第1条の2の2に定める自主・自立の徹底	開発許可の相談及び市民からの福祉に対する要望まで各事務施策に詰めとやる気なさ と停滞とが存在し弊害が生じている	地方自治法第1条の2 の2	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5081	50810001		松下電器産業株式会社	1	児童手当の厚生年金加入証明の廃止について	厚生年金加入実態の把握は、基礎年金番号で総務省と社会保険庁が照合を行い、厚生年金加入証明の廃止をすべきである			児童手当法	厚生労働省・社会保険庁	
5081	50810002		松下電器産業株式会社	2	確定拠出年金の中途払い要件の緩和	・確定拠出年金において、中途払い出し要件に「退職時」の事由を追加すべきである		・確定拠出年金法によって、確定拠出年金の途中払い出し要件において「退職時」の事由が無い為、個人のライフプランの選択の幅が狭めている	確定拠出年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5081	50810003		松下電器産業(株)	3	2~30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	現在、2~30MHzの短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に、実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき上記関係法令を速やかに改正を要望。住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を行うべきである		<ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan2計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われており、その趣旨に合致している。 ・高速電力線搬送通信の商用化は、大きな需要が見込まれ、その経済効果は大である。 ・欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを越えるものも実現されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法 第100条 ・電波法 施行規則 第46条 三 及び 四 	総務省 電波部 電波環境課	
5081	50810004		松下電器産業(株)	4	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz~10.6GHz)の規制緩和について	3.1GHz~10.6GHz帯の放射電力密度をFCCと同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げる規制緩和をすべきである。		<p>国際競争力を保つ為、早期の規制緩和によりビジネスチャンスを拡大すべきである。</p> <p>3.1GHz~10.6GHzの周波数帯におけるUWBは米国FCCにおいて2002年2月にUWB用途に開放され、これに対応した無線規格がIEEE802無線委員会が議論されており、2005年末~2006年はじめには商品化される動きである。欧州や韓国も規制緩和の議論が進んでいる。</p>	<p>電波法施行規則第六条(法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の定め)</p> <p>一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度が、下に掲げる値以下であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数帯: 322MHzを超え10GHz以下 ・電界強度: 毎メートル35マイクロボルト 	総務省 総合通信基盤局 移動通信課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5081	50810005		松下電器産業(株)	5	ビジネスモデルの進化に伴う下請法(下請代金支払い等遅延防止法)の規制緩和	下請法を現在の新しいビジネスモデルに対応できるように規制の緩和をいただきたい。書類整備の手続き緩和、下請法対象会社の自由意志によるコック、VMIへの参加、VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認の為に先行検査の実施可能化、引き取り責任を明確にした上での引き取り時期の柔軟対応等		下請け企業を保護するはずの「下請代金支払い等遅延防止法」が新しいビジネスモデルであるVMIに合致せず、下請企業を苦しめ、かつ企業経営の効率化を阻害している。	下請代金支払い等遅延防止法	公正取引委員会	
5081	50810006		松下電器産業(株)	6	包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入	包括事前審査商品の輸出税関業務について、事後報告を認めるべきである。(シンガポールや香港では事後報告が認められている)		日本の輸出は包括事前審査商品であっても、輸出審査後に船積みをするため、SCM等でトータルリードタイム短縮の阻害要因となり不利益を被っている。	関税法	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5081	50810007		松下電器産業(株)	7	独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書について	独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書の廃止。又は、事業報告書を作成するとしても、会社が直接株式を保有する子会社の報告のみとすべきである。		報告義務を課せられている会社は大規模事業者であり、間接に議決権を保有する会社は多岐に渡る。会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社についてまで議決権保有割合、総資産、売上高を調査しなければならないというのはあまりにも煩雑であって、毎事業年度終了の日から3月以内に提出することが非常に難しい状態にある。	独占禁止法第9条第5項	公正取引委員会 企業結合課	
5082	50820001		松下電器健康保険組合	1	病院内設備・構築物等改修の許可に関する事項の一部規制の緩和	①病院内の設備・構築物等の改修・新設を、規模によっては病院裁量を可能とすべき。 ②さらに許可申請に関しても、申請をより簡素化するなど、院内設備等の届出許可制を緩和すべきである		病院内の設備・構築物等を改修・新設する場合、病院裁量では行えず、「医療法」および「医療法施行規則」により制限されており、「改修・新設の許可申請」とその「使用許可申請」の2段階の申請が必要である等、病院経営の迅速性と効率性が阻害されている。	医療法 第7条2項、27条等 医療法施行規則 等	厚生労働省(都道府県医療対策課)	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5082	50820002		松下電器健康保険組合	2	再審査請求における点数基準の撤廃または緩和について	再審査請求において合計点数2,000点以上という条件を撤廃すべきである。		現状では明らかに不適切な投薬が行なわれているケースにおいても2,000点に満たないことを理由に再審査請求できず、「不正請求の温床」となっている可能性がある。国として医療費の大きな損失があると考えられ、透明性を高める必要がある。	平成8年3月29日付厚生省保険局長通知保発第42号「処方箋による調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」	厚生労働省 保険局	
5082	50820003		松下電器健康保険組合	3	「診療報酬明細書」および「調剤報酬明細書」の名寄せを考慮した各明細書の記載要領の整備について	現状では「調剤報酬明細書」に処方元の「医療機関コード」と「診療年月」が記載されていないため、機械的に「診療報酬明細書」と名寄せすることが不可能。 保険者が、「診療報酬明細書」および「調剤報酬明細書」の合算算定を容易とするため、一枚の「調剤報酬明細書」に複数の医療機関が交付する処方内容が掲載されるケースもあるため、保険調剤薬局へは各処方箋発行ごとに「調剤報酬明細書」を作成すべき。あわせて処方元の「医療機関コード」と「請求年月」を記載すべきである。(「請求年月」を要望するのは、「調剤報酬明細書」に記載の調剤年月が必ずしも処方元の「診療報酬明細書」の診療年月と同一とならないため。)		健保組合の多くは自動給付を実施し、給付金算定は機械処理を行うことで、公平な給付に努めるとともに、合理化に努めているところである。 「診療報酬明細書」および「調剤報酬明細書」の機械的な名寄せを可能とする項目を別途設けることにより、正確かつ迅速な給付を行うとともに効率的な事務処理を行うことが可能となる為。			

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5083	50830001		(株)松下エコテクノロジーセンター		リサイクル施設建設の建築基準法51条の適用外について	リサイクル施設は、建築基準法51条の対象から外すべきである。もし対象外に出来ないのであれば、手続きの簡素化・効率化を図るべき		リサイクル法の趣旨に合致せず、法整備上の不備。 リサイクル施設であっても、建築基準法では「その他の処理施設」に当たり、自治体の都市計画に基づいた地域以外への建設は禁止されており、工場建設立地の面で障害となっている。 又、都市計画地域外への建設は、都市計画審議会の審議・承認が必要であるが、年間数回しか開催されない為、時期を待たねばならないことや、都市計画審議会に関する資料作成等の準備が必要となる等、リサイクル施設建設に関する許可手続きが煩雑になることや期間が長くなり、経営のロスが発生している。	建築基準法51条		
5084	50840001		社団法人 信託協会		地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 ・また、普通財産の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するためが必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・したがって、地方公共団体が有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体においても、資金調達の高多様化のニーズが高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の設定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 ・地方公共団体の資金調達手段の多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 ・なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。 	地方自治法第237条、238条の4及び238条の5	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840002		社団法人 信託協会	2	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	<p>・主として不動産に投資を行う海外REIT(米国REIT、豪州プロパティ・トラスト等)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」における外国投資信託あるいは外国投資証券に該当するものとされている。なお、外国投資信託及び外国投資証券については、発行者等による内閣総理大臣への届出がない場合、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次ぎ等を行うことができないこととなっている。ここで、海外REITについては、当該届出がなされていないものが一般的であることから、国内の証券会社は取扱いができない。</p> <p>・例えば、海外REITで発行者による届出がないものでも、売買の発注者が適格機関投資家である場合、海外の市場に上場されている等の一定の基準を満たすものである場合、あるいは設定された国の法令に基づき承認等を取っている場合等については、国内証券会社による取扱いを可能とする手当てを要望するもの。</p>	<p>・売買の適時の発注及び発注に掛かる手間・コストの削減が可能となることにより、投資家の効率的な資産運用に資する。</p>	<p>・海外REITは、外国株式の主要インデックスに一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとするパッシブ型の信託財産(特に年金資産)運用において、組み入れが必須となっている。</p> <p>・ここにおいて、国内の証券会社が海外REITの取扱いをできないことは、国内証券会社を通じた売買の発注ができず、やむなく海外の現地の証券会社に直接発注せざるを得ないこととなり、手間・コストが掛かるとともに、効率的な資産運用を阻害する要因になっており、結果、投資家の利益を害するものとなっている。</p>	<p>・投資信託及び投資法人に関する法律第58条及び第220条</p>	金融庁	
5084	50840003		社団法人 信託協会	3	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<p>・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託及び投資法人より投資信託財産の運用の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。</p> <p>・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。</p> <p>・なお、証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、斯様な規制はない。</p> <p>・また、会社型投資信託において、証券業を兼業する投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用と当該投資法人の資産の保管をあわせて受任することができる。</p> <p>・したがって、制度間の規制に論理的整合性がなく、上記の規制には理屈がないことが明らかであることから、早期の撤廃を要望するもの。</p> <p>・仮に、「主として有価証券」に運用することに投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、自己取引における行為準則(第29条第2項及び第3項)等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。</p>		<p>・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、「認可投資顧問業者」として、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有する者である。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</p> <p>・また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</p>	<p>・投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条</p>	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840004		社団法人 信託協会	4	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。 ・斯かる規制の撤廃を要望するもの。 ・委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規制に服するものであり、諸規制を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。 ・仮に、「主として有価証券」に投資する委託者非指図型投資信託に投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、自己取引における行為準則(第29条第2項及び第3項)等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。 ・また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、入口での規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなにものでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有している。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 ・また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託及び投信法人に関する法律第49条の3 	金融庁	
5084	50840005		社団法人 信託協会	5	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得」る必要がある。 ・ここで、必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とするよう要望するもの。 ・特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能となるようにして頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度毎に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となることから、「包括的な同意」でも可能とすることを求めるもの。 ・なお、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後することから、柔軟な対応を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律施行規則第29条の2第1項第4号 	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840006		社団法人 信託協会	6	信託財産に係る議決権保有規制の弾力的運営を可能とすること(独占禁止法)	<p>・独占禁止法では、銀行業を営む会社は、同法第11条第2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお、その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」に定められているところである。</p> <p>・一方、平成15年9月の商法改正により、平成16年度より定款を変更すれば、自己株式の取得が株主総会の決議を経ることなく取締役会の決議により可能となっている。</p> <p>・当該商法改正により、自己株式の取得を取締役会の決議により可能とする定款変更を行った企業については、取締役会の決議で適宜自己株式の取得が可能となることにより、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得がなされることにより、公正取引委員会ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増している。</p> <p>・特に、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という基準につき、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したものの、予期せぬ自己株式の取得により、年1%を超え、基準に抵触することになることが想定される。</p> <p>・したがって、信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘らず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行うなど、柔軟な対応を可能とするよう要望するもの。</p>		<p>・定款の変更で取締役会の決議に基づき自己株式の取得を可能とする商法改正により、当該ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害する恐れがあるため。</p>	<p>・独占禁止法第11条</p> <p>・公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」</p> <p>・商法第211条の3第1項</p>	公正取引委員会	
5084	50840007		社団法人 信託協会	7	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制を緩和すること	<p>・国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。</p> <p>① 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>② 信託会社(信託銀行を含む)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>③ 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券</p> <p>・①②③を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象となるよう要望するもの。</p>		<p>・元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。</p> <p>・また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利金・償還金の收受、再投資に伴う事務等の全てを受託する信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。</p> <p>・なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。</p>	<p>・国家公務員共済組合法施行令第8条第1項</p>	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840008		社団法人 信託協会	8	事業法人が銀行代理店として貸付の代理、媒介業務を行なえるようにすること	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号ハ(及び第10条)において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。 なお、平成16年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該專業規制が緩和されたところである。 そこで、金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合については、專業規制を緩和することを要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行窓口以外での資金貸付の申込みが可能となることにより、顧客の利便に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ハウスメーカー等に対して、住宅購入(予定)者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の專業規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。 資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合について銀行の代理店の專業規制を緩和することにより、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、兼業による弊害は防止し得るものと考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第8条 銀行法施行規則第9条の3及び第10条 	金融庁	
5084	50840009		社団法人 信託協会	9	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用できないものがある。また、キャッシュバランスプランに係る要件、老齢給付金支給要件、選択一時金支給要件等により、円滑な制度移行や、高齢者に係る勤労形態の多様化への対応に支障をきたすケースが生じている。 退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和し弾力化すること。 ① 加入者期間・加入待期間に係る制限の緩和 ② 給付における完全調整の容認 ③ キャッシュバランスプランに係る選択肢の拡大(給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大) ④ 確定給付企業年金法における老齢給付金の支給要件の緩和(例えば、60歳以上の退職を支給要件とすることを可能とすること。) ⑤ 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認めること。) 		<ul style="list-style-type: none"> ①・②顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及、拡充への基盤を整備するもの。 ③キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金の一層の普及・充実のため更なる選択肢の拡充を求めもの。 ④現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされている。高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、年金か雇用かの選択肢を設けたい企業もあり、年齢のみを要件とすると支障が生じるため、例えば60歳以上の退職を支給要件とする等の措置を要望するもの。 ⑤現状、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利益となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知 	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840010		社団法人 信託協会	10	確定給付企業年金・厚生年金基金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金及び厚生年金基金については、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。 ・代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化していただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知 	厚生労働省	
5084	50840011		社団法人 信託協会	11	確定給付企業年金・厚生年金基金における給付減額手続を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> ・給付減額の手続きは、解散手続よりも厳しい側面があり、給付減額を行って制度を存続させるという選択肢が制約されるケースが生じている。 ・給付減額に係る以下の手続要件を緩和すること。 ① 加入者・受給権者等の同意手続(例えば、組合の同意要件については、現状、設立事業所毎に3分の1以上の組織率の組合があれば、その同意を得なければならないが、基金の解散・代行返上同様に、労働組合数の一定割合以上の同意があれば足るものとしていただきたい。) ② 受給権者への一時金支給 		<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及、拡充への基盤を整備するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法施行規則第6条、第13条 ・厚生年金基金設立認可基準第3の7(2) 	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840012		社団法人 信託協会	12	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用範囲を拡大すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・適格退職年金は、平成24年3月末までに、確定給付企業年金等の他制度へ移行することが求められている。 ・適格退職年金から確定給付企業年金への移行については、権利義務承継(確定給付企業年金法附則第25条)による移行の場合は、現物移管が可能であり、実施企業等の負担軽減に寄与しているが、適年解除時の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合は、法人税法施行令により現物移管が認められていない。 ・適格退職年金を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合における現物移管を容認すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現物移管は、不必要な現金化に伴うコスト負担の軽減に資するものであり、また、受給権者に不利益な取扱いとなるものでもない。適格退職年金から確定給付企業年金への円滑な移行促進の観点から、権利義務の承継による移行の場合以外においても、同様の現物移管が可能となるよう選択肢の拡充を図るもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法施行規則 ・法人税法施行令 	厚生労働省	
5084	50840013		社団法人 信託協会	13	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更にかかる承認・認可申請手続について、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続を行わなければならない。(届出で足りる範囲は限定的である。)また、申請に要する書類は多岐に亘っている。このため、円滑な規約の制定・変更に支障をきたす恐れがある。 ・一定の要件を充たす場合(転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施等)については、事前の承認・認可手続を緩和し、事後の届出で足りる範囲及び届出を不要とする範囲を拡大することを認めていただきたい。 ・また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続に係る提出書類の簡素化を図っていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状の確定給付企業年金の承認・認可手続においては、原則として事前の承認・認可手続が必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。特に、適格年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない。委託者の負担が大きく増加している。 ・また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも可能であったと思われるが、現在の50,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続の緩和が不可欠と考える。 ・上記を勘案し、かつ、現在の適格年金の運営を鑑み、転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施等一定の条件を充たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの。併せて、事前の承認・認可手続を要する場合についても提出書類の簡素化を要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法第5条・第6条・第12条・第16条 	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5084	50840014		社団法人 信託協会	14	確定拠出年金法 災害時等の一時金引出しの追加	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳未満での一時金の引出しは、障害になった場合の給付、死亡一時金を除くと、脱退一時金しか認められていない。 ・災害時等においては引出しを可能とする措置を設けていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金等の従来の企業年金と異なり、各人毎の保有資産・残高管理されており、随時これを知ることが出来る。そのため、各人は自身の資産との意識が高く、災害時等においてはその引出しを希望する可能性が高いと考える。 ・また、こうした解約の道を作ることは、個人型、企業型ともに、制度の普及にも資するものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 	
5084	50840015		社団法人 信託協会	15	確定拠出年金の企業型年金規約変更の届出に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法施行規則(以下「施行規則」という)第5条に定める軽微な変更は、確定拠出年金法第6条第1項により変更の届出を行うこととされている。この届出を行う場合は、変更内容に関わらず、施行規則第7条第1項第2号により被用者年金被保険者等の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意が必要である。 ・軽微な変更のうち、施行規則第5条第1号から第4号に定める変更(事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の名称もしくは住所の変更)は被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意を必要とするものとも思われず、同意不要として頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業主、事業所、運営管理機関、資産管理機関の住所移転や、商号変更は事務的な色彩が強く、加入者サイドの不利益になる事態は考えにくい、また変更のたびに被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意をとることによる、事業主の負担(代表者の選出事務や同意が必要である旨の説明等を実施事業所単位で行わなければならない)も大きく、加入者サイドからもこのような事務的事態に同意を行うことを不自然に感じる声を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法第6条第1項 ・確定拠出年金法施行規則第5条及び第7条 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850001		飛島建設株式会社	1	一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用を促進する廃掃法上の特例	平成10年3月26日生衛発第508号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知『一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について』において、「市町村が溶融固化した目標規準適合溶融固化物をその市町村が自ら発注した公共工事に利用する場合にはこの利用を廃棄物の処分に該当しないものとして差し支えない」とされている。この特例の措置を拡大し、当該地以外の自治体で発生した一般廃棄物の溶融固化物を公共工事(地下空洞を充填する防災工事)に利用する場合も廃掃法の規制の適用外とすることを求める。	全国には炭坑跡、採石場跡、特殊地下壕(防空壕)、遺棄埋設された水路等の地下空洞が随所にあり、しばしば陥没事故が起こっている。そこで自治体で実施主体となって、不安定な地下空洞を充填して安定化する防災事業を行う。この際、充填材の骨材として一般廃棄物溶融スラグを使用すれば、防災と同時に最終処分場の延命策となる。地下空洞を充填するには大量の溶融スラグを使用する場合もあるので当該自治体以外の周辺自治体からも溶融スラグを集めて事業を推進する。	平成10年3月26日の生衛発第508号通知は、市町村が発注した公共建設工事に於いて他の市町村が溶融固化した溶融スラグを利用する場合の取り扱いについて言及していない。今回提案している防災事業のように大量の溶融スラグを利用する場合には自治体内でつくられたものだけでは不足するので他の自治体からも広く集める必要がある。他の自治体から受け入れた溶融スラグの利用についても自区内の溶融スラグと同様の取り扱いをすることを明確にして、防災と最終処分場の延命を促進する事業の条件整備をしていただきたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 平成10年3月26日生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知	環境省	資料1 [1]提案のイメージ図 [2]平成10年3月26日生衛発第508号通知 資料2 [1]危険な地下空洞の事例紹介 [2]事業例と効果の試算 資料3 地下空洞充填工法の紹介(パンフレット)
5085	50850002		飛島建設株式会社	2	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として火力発電所から発生するフライアッシュを用いる場合、フライアッシュを廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なフライアッシュを廃棄物から除外することとし、このフライアッシュを材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いるフライアッシュを廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生しているフライアッシュの有効利用の促進にも有効である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	・資料1(全国の石炭・亜炭炭坑分布) ・資料2(東海地方の例にみる亜炭炭坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(石炭火力発電所から発生するフライアッシュ)

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850003		飛島建設株式会社	3	空洞埋戻しに用いるペーパースラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として製紙工場から発生するペーパースラッジ焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なペーパースラッジ焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いるペーパースラッジ焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	・資料1(全国の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(製紙工場から発生するペーパースラッジ焼却灰)
5085	50850004		飛島建設株式会社	4	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、これらの埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能な下水汚泥焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料の一部に用いる下水汚泥焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	・資料1(全国の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰)

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5085	50850005		飛鳥建設株式会社	5	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂および粘土の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料として、珪砂工場等において珪砂を選別する際に発生する粘土混じり微砂、あるいは砕石工場等において砂利を選別する際に発生する粘土を用いる場合、これらを廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、これらの材料は安全性が確認できたものを用いる。	珪砂工場および採石工場で発生するリサイクル可能な粘土混じり微砂および粘土を廃棄物から除外することとし、これらを材料に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対処するには、埋戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法の材料に用いる粘土混じり微砂あるいは粘土を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している粘土混じり微砂および粘土の有効利用の促進にも有効である。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	・資料1(全国の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(産業副産物活用の道を開いた地下空洞充填工法)
5086	50860001		松山市	1	土地区画整理事業施行中における地目変更登記の取扱いの緩和	土地区画整理事業の施行中における登記地目の変更については、仮換地の使用収益開始日以降において、仮換地の利用状況に応じて、登記地目を変更できるようにする。	現行の取扱いは、「土地区画整理事業区域内の土地の地目の変更登記は、従前の土地及び仮換地の双方が共に同一地目の現状でなければ、これを行うことができない。」という法務局の見解であるが、現状にそぐわない場合も生じている。そこで、仮換地の使用収益開始日以降については、仮換地の現状に則した登記地目の変更を可能とする。	このことにより、地権者間の公平性が保たれると共に、先般の規制改革(番号514)で分筆登記の明確化がなされたことと相俟って、土地活用の多様化や流動化が促進され、土地区画整理事業の趣旨に合致するものとなる。	不動産登記法81条 先例 登研416号131項 登研423号123項 登研438号96項	法務省	添付資料1-1 不動産登記法条文 添付資料1-2 現在の地目変更登記の扱い

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5086	50860002		松山市	2	中核市の都市計画変更における軽易な変更の範囲の拡大	市町村決定の都市計画の変更における軽易な変更については、政令第15条第3号の規定における、位置、区域、面積及び省令第13条の2第1号における構造の変更についてのみである。県決定で軽易な変更とされている対象範囲と同様に、中核市において、軽易な変更の範囲を拡大する。	計画手続きが簡素化されることにより事業着手までの期間が短縮され、速やかな事業進捗を図ることができる。	都市計画変更を行う場合、市町村決定と県決定では、軽易な変更の対象となる範囲に大きな開きがある。県決定では、道路、公園、下水道などの都市施設の変更の場合、面積あるいは延長規模の小さなものは大臣同意が省略されており、中核市の決定においても、知事の同意を省略できる対象範囲を拡大し、直接事業に携わることが多い市町村の決定において変更できるような措置を講じ、都市計画事業の円滑な推進を図る必要がある。	都市計画法第21条第2項 同政令第15条 同省令第13条の2	国土交通省	添付資料2-1 都市計画法・施行令・施行規則条文 添付資料2-2 市町村決定においても軽易な変更として欲しい内容 添付資料2-3 県決定において軽易な変更とされている内容
5087	50870001		福島県	1	農地保有合理化事業に関する財産処分制限の緩和	農地保有合理化事業で取得した土地について、当初の目的に沿った処分ができない土地について、取得後8年経過後は、目的外処分の承認を得ないで処分できるようにすること。(土地改良事業の場合、8年経過後は承認を得ないで処分することが可能となる)	長期保有地の早期処分	土地の取得後の社会情勢の変化等により、農地保有合理化事業の目的に添った処分が不可能かつ非合理的な場合に、他の利用を前提として土地の売買に合意しても、円滑な手続きを進められないため。(目的外処分の手続きのためには具体的な事業計画が必要であるが、売却相手方が、目的外処分が得られる確証がなければ事業計画を進められない場合や合理化事業で取得した山林を山林のまま所有する場合など、事業計画作成が困難な場合がある)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令第14条	農林水産省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	50880001		特定非営利活動法人北九州あいの会	1	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「セダン型等の一般社団については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5088	50880002		特定非営利活動法人北九州あいの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、見あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助やほ子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者は要介護者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	50880003		特定非営利活動法人北九州あいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行なわれている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする	国土交通省自動車交通局旅客課	
5088	50880004		特定非営利活動法人北九州あいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両の設置義務の明示	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があつた場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸患痴担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	50880005		特定非営利活動法人北九州あいの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5088	50880006		特定非営利活動法人北九州あいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ること十分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5088	50880007		特定非営利活動法人北九州あいの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していただきたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって息身に密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5089	50890001		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	1	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「セダン型等の一般社団については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890002		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児あ い童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助やほ子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者は要介護者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5089	50890003		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行なわれている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890004		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があった場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸患痴担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5089	50890005		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5089	50890006		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続)	国土交通省自動車交通局旅客課	
5089	50890007		特定非営利活動法人久留米たすけあいの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していただきたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって自息に密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5090	50900001		高知県 大方町	1	農業災害に係る国庫補助率の見直し	「補助率増高申請」事務事業の見直し。	公共災害同様に、補助率を災害状況による定率化を行い、事務作業の簡素化を図る。	農業災害の補助率は暫定のため、公共災害と異なり「補助率増高申請」を行うことにより、市町村ごとに確定されている。(激甚災害は別途計算) そのため、災害件数が多い年や年の終盤に被災を受けると、この作業に余分な時間や経費を費やしている状況である。 地元負担金を徴収している自治体もあることから、暫定補助率を定率(高率)化し事務事業の効率化を図る。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)	農林水産省・財務省	
5090	50900002		高知県 大方町	2	水道事業の定義、及び交付税措置について	水道法第3条に規定されている「簡易水道事業」「上水道事業」の定義(給水人口)、及び企業債交付税措置の見直し	「給水人口」及び「企業債交付税措置」の見直しを行い、上水道小規模事業者の経営安定を図る。	「上水道事業」と「簡易水道事業」の違いは、給水人口(5千人以上)で判断される。 「上水道事業」の場合は、資本費(単価)により補助事業の採択が判断されるため、小規模事業者でも単独で整備を行っている場合が多い。 近い将来に予想されている「東南海地震」への防災対策について、「国庫補助事業の採択基準」は緩和されているが、「企業債」については「上水道債」が適用されるため、予算処置が厳しい状況である。 そのためには、「上水道事業」の「給水人口」の見直しおこなうことにより、小規模上水道事業者を「簡易水道事業」として「国庫補助事業」導入を柔軟に対応できるようにする。(または、防災対策事業で借入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う)	水道法・公営企業法	厚生労働省・財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5091	50910001		株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	<p>民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の都道府県(および政令指定都市)への集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。</p>	<p>【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 ※各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけております。 ※添付の資料のように、各自治体が決める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 【期待される効果】 民間事業者の、業者登録が容易となり、各自治体に対しての民間業者の登録数が増えます。 自治体を実施する事業に対して、多くの民間業者が入札等に参加することが可能になり、健全な競争が行われます。</p> <p>現状、多くの自治体において業者登録に必要な書式、提出書類、提出方法、提出時期などは異なっており、かつ異なる部分も幾つかのタイプに分類することができます。イメージしやすいように例を挙げると、自治体ごと異なる必要情報のタイプがA～K(いまで10種類ほど)あるとすると、AとBの情報が必要な自治体やO～Qを求める自治体というように分類できます。ですから、登録のために必要と考えられる情報を網羅して、ほぼ全ての自治体の登録様式として活用できるものが作成可能と考えます。もちろん登録にも幾多の種別がありますので、上記例にそぐわない種目については一旦現状のままでもやむを得ない存じます。一元的な登録業務を行えば、官民双方の業務効率が改善され、コスト削減が可能と考えます。事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることになれば、地域の現状を踏まえる事も可能です。</p> <p>現在、各市区町村個別に行っている業者登録の管理業務を、都道府県(および政令指定都市)に集約化すれば、全国トータルで業者登録管理が激減するため、仮に市区町村平均22人、年分の経費が削減できるとして計算すると、400万円×2×約3000自治体=240億円。また、企業側にも同様の経費削減効果が見込め、公共事業への参加が容易になることから、ビジネスの活性化が見込めます。</p>	<p>現状の業者登録は、官民ともに非常に手間とコストがかかる仕組みになっており、実質的に登録の制限につながっております。具体的には、①各市区町村ごとに必要な書類が異なる、②書類の書式が異なる、③多くの自治体は、申請書を現地に購入に行かなくてはならない、④申請書交付時期、提出期間が各市区町村ごとに異なり、企業自ら常に確認しなければならない、⑤約半数の自治体は、申請書を現地に提出に行かなくてはならない、⑥多くの自治体は当日の書類提出に、半日を要する、⑦以上を2年に一度行わなければならない——という現状です。先々(向こう2年間)の受託の可能性を考えれば、すべて登録を行いたいところですが、手間とコストを考えると登録を見合わせる結果となります。事例としても、ある自治体の契約課の方針変更により、入札参加資格が得られず断念したケースがございます。2001年～2002年3月にかけてある自治体の教育委員会と、学校への講師派遣について共にプランの打合せを行い、翌4月に入札となる予定でした。しかし年度が変わり4月になると、契約課の方針が非常に厳しくなり、いかなる場合であっても業者登録をしていない民間事業者との契約は不可ということになりました。その自治体の2002年度の業者登録は、2000年に終了しておりました。急な方針変更に対しての後日申請や、特別許可を要望し、教育委員会からも契約課に善処を求めるよう要望されましたが、遂に措置はなく、入札参加を断念することになりました。教育委員会は長く弊社と打合せを続けてきたこともあり、個人的にも弊社に期待されていただけに非常に残念な結果でした。このような事態を回避するためには、事前の業者登録は欠かせませんが、前述の理由により手間とコストが膨大なため、登録に消極的なのが現状です。</p>	地方自治法施行令(第1編 普通地方公共団体)第167条の5	総務省	(株)ノヴァ調査『業者登録内容の調査』(2004.6.29)を添付。
5092	50920001		三浦市	1	農用地区域内に風力発電設備を設置する規制の(運用)撤廃	<p>市町村農業振興地域整備計画の農用地区域内では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更手続きを行う。農業振興地域の整備に関する法律第15条の15第1項第6号では、農林水産省令で定めるものの行為は都道府県知事の許可を受けずに開発が出来ることとなっている。しかし、電気事業法による事業のなかで、発電の用に供する電気工作物は除かれており、風力発電設備の建設は許可が必要であるため、手続きに長期間を要する。当提案については、農業振興地域整備計画の趣旨を鑑み、農業振興地域整備計画農用地利用計画を策定する市町村が認めた場合に限り、風力発電の用に供する電気工作物も許可不要とする。</p>	<p>農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域について、都道府県が地域指定をし、市町村が農業振興地域整備計画を定めることとなっている。農業振興地域の農用地区域は、農業の健全な発展を図るうえで、その維持は必要であるが、公益性の高い土地利用計画であれば、法第15条の15の中で開発行為の制限の適用が除外されている。現在、二酸化炭素排出抑制のために化石燃料に替わるエネルギー供給を国全体で進められていることから、風力発電についても各地方で取り組みが始まっている。風力発電は自然環境を維持させながらエネルギー供給をする施設であることから、風力発電の発電の用に供する電気工作物についても開発行為制限から除くことで、化石燃料に替わるエネルギー供給が進む。</p>	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条第1項第27号	農林水産省		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5092	50920002		三浦市	2	土地開発公社所有地の活用促進	土地開発公社が、農地を所有し、また、賃貸(市民農園等)することができるように「農地法」、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」及び「公有地の拡大の促進に関する法律」を改正する。	土地開発公社が、農地を転用して行う予定であった事業用地、あるいは、代替地としての使用を想定し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている農地について、土地開発公社に所有権移転し、農業者等に貸付することにより活用する。 また、所有地を処分するまでの期間、市民農園を開設し、土地を有効に活用する。	本市において、事業を行う場合に、農地の代替地を求められることが多い。農地所有者との間で、土地売買予約契約を締結し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている。しかし、当初、予定した事業の実施が遅れるか、見直しを求められているものが多い。先行取得土地が代替地として用い供するまでに長期間を要しているのが実態である。 よって、土地開発公社が、農地を積極的に利用することにより、管理にかかる負担を軽減し、代替地として利用する際の簿価の上昇を緩和し、再取得における負担の軽減をはかる。	①農地法第3条 ②特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条 ③公有地の拡大の促進に関する法律第17条	①農林水産省 ②農林水産省 ③総務省	
5093	50930001		多治見市選挙管理委員会事務局	1	投票時間の短縮について	投票当日の投票時間を午前7時から午後6時までとする。	期日前投票制度の導入により、有権者の投票の機会及び利便性は、格段に高められている。一方、開票に関しては、投票終了後、午後9時頃から始まり、選挙によっては、深夜若しくは早朝にまで及ぶこともある。このことから、有権者に選挙結果を一刻も早く知らせることができるよう投票当日の投票時間を短縮する必要がある。また、開票事務従事者についても、深夜、早朝に及ぶ勤務となり、その労働環境及び健康面への配慮も必要である。	公職選挙法第40条	総務省		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940001		和歌山県	1	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊を廃棄物処理法適用除外とし、現場内あるいは工事間流用で再利用できるようにする。	工事に伴い発生するコンクリート塊を30cm以下に小割りし、道路路体、河川堤防の盛土材として使用する。等	コンクリート塊を現場内あるいは工事間流用で再利用する事により、処分費用を削減し、コスト縮減を図る。	廃棄物処理法施行令第二条第八項	環境省	
5094	50940002		和歌山県	2	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者に係る住所地特例の適用	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者について、特別養護老人ホーム入所者と同様の住所地特例を適用する。	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者への住所地特例による在宅サービス	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者について、住所地特例を適用することにより、当該施設の所在地市町村の負担が軽減されるとともに、これら施設の整備が促進され、利用者のニーズにあったサービスの提供が可能になる。	介護保険法第13条	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940003		和歌山県	3	介護保険保険料第2段階の細分化	介護保険第1号被保険者の低所得者対策として、現行の保険料所得段階第2段階(市町村民税非課税者等)の対象者の区分を細分化してより所得の状況にあった負担区分とする。	保険者において、介護保険条例を改正し、現行の所得段階において最も多くの被保険者に適用されている第2段階(平成14年度県平均で41.9%の被保険者に適用)にある被保険者の賦課基準をよりきめ細かいものとする。	低所得者に適用する区分としては、所得の状況に応じたきめ細かい設定が必要と考えるが、現況では、他の所得段階と比較しても、最も多くの被保険者に適用されているのが実態であるので、それぞれの所得状況をより適正に反映した保険料体系にできるようにする。	介護保険法第129条 介護保険法施行令第38条第1項第2号 各保険者(市町村)介護保険条例	厚生労働省	
5094	50940004		和歌山県	4	申請等に基づき行われる指定医の診察等に関する知事の権限の保健所を有する市長への移譲(精神保健福祉法の一部改正)	精神保健福祉法第23条から第26条の2までの規定による申請等に基づき行われる指定医の診察、及び入院措置、並びに医療保護入院等のための移送は、都道府県知事(指定都市の市長)の権限であるが、この権限を保健所設置市の市長へ付与していただきたい。	現在、左記の申請等もよりの保健所長を経由して都道府県知事に提出することとなっている。保健所設置市の市長へ権限移譲することにより、より速やかに診察、入院措置等の手続きを行うことができる。	現在、市の保健所は、申請、通報等があった場合、事前調査を行い指定医の診察の必要があると判断したときに、知事に通報することとなる。その後、都道府県が再度調査することとなり、2度手間の感は否めない。普段の地域精神保健福祉業務を行っている保健所が診察、入院措置等を行うことが望ましいと考える。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条、24条、25条、26条、26条の2、27条、28条、29条、29条の2、29条の2の2、29条の3、29条の4、29条の5、34条	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940005		和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一(一本化)を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの(例 鉄筋コンクリート)や購入したもの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	補助金適正化法第22条	各府省庁	
5094	50940006		和歌山県	6	中小企業経営革新法の運用改善	○中小企業経営革新法第16条に基づき都道府県知事が認可することとなっているが、中核的支援機関の長が認可することにされたい。		○産業支援機関である中核的支援機関が認可すれば、審査をする行為を通して、企業に対してアドバイスを実施することや企業の事業計画を把握できることが容易可能となるため。	中小企業経営革新法	経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5094	50940007		和歌山県	7	特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅のストック有効活用	・中堅所得者等の所得の実情に応じた入居者負担額の算定(毎年一定の上昇率等の撤廃。)	毎年一定の入居者負担額上昇率(3.5%)を撤廃し実質中堅所得者等の所得上昇率を採用する。	平成5年に制定された法律の中で事業は進められていますが、現在の経済情勢の中、法律の目的である「中堅所得者に対する良好な賃貸住宅の供給を促進」することが困難になってきています。 その理由として、入居者負担額の毎年の上昇。つまり、入居者の家賃が毎年上がる制度なのですが、当然一般の中堅所得者等になじむはずもなく、また、景気が上向きであれば割高感は多少は解消されるものの、現在の経済情勢ではそれもまた先の話になるのでは考えられる。 つきましては、本来の法律の目的である中堅所得者等に対する良好な賃貸住宅の供給の促進を進めるために毎年の入居者負担額の上昇の撤廃、市場原理を考慮した家賃算定方法の導入を行いたい。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	国土交通省	
5095	50950001		東京都	1	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。		・現在の認可保育所では応えきれしていない、大都市の保育ニーズに対応できる。 ・多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す制度に改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい保育所設置が可能となる。	児童福祉法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950002		東京都	2	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促進し、利用者本位の制度となるよう改革すること。</p> <p>①保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること</p> <p>②保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること</p> <p>③施設整備について、民間事業者も補助対象とすること</p> <p>④保育所設置基準を緩和すること</p>		<p>①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力とは関わりなく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。</p> <p>③認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できるとされているが、社会福祉法人と同様の施設整備費補助は受けられない。</p> <p>④保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるもののその基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができないほか、調理員について常勤職員配置が原則とされているため、短時間勤務職員の導入ができない。保育所における調理業務は、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提に、平成10年に委託が認められたが、調理業務の全部を委託する場合には限られている。</p>	<p>児童福祉法</p> <p>児童福祉施設最低基準</p> <p>厚生労働省</p> <p>憲法</p>		
5095	50950003		東京都	3	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制の緩和	<p>厚生労働省令に定める、指定に係るユニット数の制限(2ユニット)や、平成17年度から予定されている整備費補助対象のユニット数の制限(2ユニットから1ユニット)など、痴呆性高齢者グループホームに関する規制を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図ること。</p>		<p>これらの規制は全国一律であり、地域特性を考慮したものとなっていない。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第28号)</p>	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950004		東京都	4	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減のため、介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料を免除すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の被保険者資格は、育児休業、介護休業ともに、休業中も継続される。 ・社会保険料については、育児休業中の場合であれば、申出により事業主・労働者負担分ともに免除されるのに対し、介護休業中の場合は、事業主・労働者負担分とも免除されない。 ・仕事と家庭を両立させるために、介護休業期間中においても労働者に対する支援が必要である。 	健康保険法第159条 厚生年金法第81条の2	厚生労働省	
5095	50950005		東京都	5	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	老人福祉法に定める特別養護老人ホームの設置主体に関する規制を緩和し、多様な事業者の参入を促進する。		<ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区等で民間事業者による特別養護老人ホーム運営が行われているところであるが、いわゆる公設民営方式のみという状況であり、多様な事業者の参入が図られるものとなっていない。 	老人福祉法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950006		東京都	6	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること		<p>・身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、障害児施設においては施設の職員により行われるものとされている。</p> <p>・肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設については、構造改革特別区域法に基づく計画の認定を受けた場合、調理業務の外部委託が可能となっている。</p> <p>・しかし、運営面でのより一層の効率化を図るため、構造改革特区の対象事業にかかわらず、障害児施設について成人施設と同様、第三者への委託を認められたい。</p>	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準、保護施設等における調理業務の委託について(昭和62.3.9社施策38)、構造改革特別区域における「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業」について(平成15.3.27障発第0327015号)	厚生労働省	
5095	50950007		東京都	7	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	<p>都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とすること。</p>		<p>・支払基金の業務範囲は法令等で定められており、医療費助成制度の審査支払業務は対象外のため、社会保険分はレセプトで支払基金に、医療費助成分は国保連合会に請求。そのため下記の問題が発生。</p> <p>①医療機関は、社会保険分のレセプト作成に加え医療費助成分の請求書作成の事務処理を負擔。</p> <p>②レセプトの査定減等があっても、医療費助成分と連動できず、公費の過払いが発生。</p> <p>③高額療養費は、実施主体が一旦全額立替払後、保険者や患者本人と連絡調整して精算しており、事務処理が煩雑化。</p>	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950008		東京都	8	中小企業の事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4～6	財務省	
5095	50950009		東京都	9	中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施	中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950010		東京都	10	中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し	<p>①同族会社の株式評価における類似業種比準価額の減額率を引き上げること。</p> <p>②全ての会社に類似業種比準方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。</p>		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	財産評価基本通達(相続税法関係)178-186	財務省	
5095	50950011		東京都	11	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	<p>① 研究開発型中小企業に限定することなく、全中小企業を減免の適用対象とすること</p> <p>② 出願手数料も減免の対象とすること</p>		<p>・特許法の改正により1件当りの総費用が引き下げられるとともに、減免対象となる「資力に乏しい法人」の要件が設立5年以内から10年以内に緩和されるなどの措置が講じられた。</p> <p>・しかし、依然として減免制度を受けられる対象者が限定されており、また、減免措置の内容も審査請求料や一定期間の特許料に限られている。</p> <p>・中小企業における知的財産の取得を促進させるため、特許関係料金の更なる減免措置の拡充が必要である。</p>	特許法第107条、第109条及び第195条の2 産業技術力強化法	文部科学省 経済産業省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5095	50950012		東京都	12	女性の坑内労働の禁止に係る労働基準法の見直し	女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、トンネル工事の監督業務などに従事する女性が、坑内に入ることが出来るよう、法改正等の必要な措置を講じること。	女性技術系職員のシールド工事などトンネル工事における監督業務への従事	東京都では、女性技術職員が様々な工事の監督業務に就いているが、労働基準法第64条の2により女性の坑内労働が禁止されているため、トンネル工事による監督業務に従事できない。 女性の雇用機会均等と職域拡大を図るため、法改正等の措置が必要である。	労働基準法第64条の2	厚生労働省	
5095	50950013		東京都	13	カジノ実現に必要な法整備	カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。	刑法第185条～187条 (賭博および富くじに関する罪)	内閣府	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950014		東京都	14	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除等を行うこと。		<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の4分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 ・都は「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を倍増する目標を掲げている。 ・しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。 	出入国管理及び難民法 外務省設置法	法務省 外務省	
5095	50950015		東京都	15	来日外国人・組織犯罪の防止	既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、入国・在留資格審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国するものの中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在しており、その手段も偽変造旅券、学校ぐるみでの受け入れ、偽装結婚等、より悪質巧妙化している。 ・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 ・しかし、退去強制した不法滞在者を再入国させないための制度は未だ構築されていない。 	出入国管理及び難民認定法施行規則	法務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950016		東京都	16	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	<p>①自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。</p> <p>②車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。</p>		<p>・都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。</p> <p>・大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	環境省 国土交通省	
5095	50950017		東京都	17	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		<p>・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ピッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。</p> <p>・しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ピッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。</p>	地方税法 廃棄物処理法	総務省 経済産業省 環境省	